

税理士法人 絆 新田事務所

〒862-0954 熊本市中央区神水1-15-45 TKビル  
TEL 096-285-3301 FAX 096-285-3302  
mailto: info@kizuna-n.com URL http://www.kizuna-n.com



今月の  
知っ得  
コラム

▶ 給与と外注費について考える。

爽やかな秋晴れの毎日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。

平素より大変お世話になり、ありがとうございます。

なぜか、夏よりも日焼けしている新田です。秋のほうが紫外線が強いそうです（笑）

あっ！という間に今年も残り2月となりましたが、「ジャンネの法則」をご存知でしょうか？

「ジャンネの法則」とは、「人生の、ある時期における時間の心理的長さは年齢の逆数に比例する」というものです。

3歳の子どものにとって1年の長さは、それまでの人生の3分の1の時間。

50歳の人にとっての1年の長さは、それまでの人生の50分の1の時間。

つまりは、同じ1年でも、10歳のときに比べて20歳のときはその半分の6か月に感じられ、

30歳なら4か月、60歳なら2か月という具合に短く感じられるということ。

または、50歳の人にとっての10年間は5歳の子どものにとっての1年間に当たり、

5歳の子どもの1日が50歳の人間の10日に当たるということ。なんか、納得しませんか（笑）

で、1年がもっと長く感じられるように、新田は、6歳の末娘と過ごす時間を沢山とろうと企んでいるのです。

6歳の娘の1日は、40歳の私の約1週間の時間。7倍、密度の濃い時間を過ごせるかも。。

ん〜、そういうことではないのかな。。。 (笑)

(新田 哲也)

# 給与と外注費について考える。

仕事の対価の支払いには、1) 給与としての支払い、2) 外注費としての支払いの2つがあります。どちらになるかで税務上どのような点が異なるのかについて考えてみたいと思います。

## 《1》給与と外注費の相違点

給与も外注費も経費（損金）になることという点では同じですが、以下の点で異なります。

**給 与** …正社員、アルバイトの雇用形態に関わらず、給与支給時には所得税の源泉徴収が必要。  
…給与の支払いに消費税はかからないため、消費税不課税取引である。

**外注費** …給与所得としての源泉徴収が不必要。  
…外注先への支払いは消費税がかかるため、支払額は消費税が上乗せされた課税仕入取引である。

## 《2》給与と外注費の判断基準

「雇用契約」か「請負契約、業務委託契約」のどちらで契約されているかで、取扱いが異なります。しかし、単純に書面等の契約だけではなく、実態が伴っている必要があります。具体的に以下のようなものを総合的に勘案して判断されることとなります。

### 外注費であるかどうかの判断ポイント

- 外注先が請求書を発行している。
- 外注先が、発注先以外の会社の仕事を請け負っている。
- 材料や道具、交通費等外注先自身が負担している。
- 発注先の指揮・監督を受けていない。
- 支払が月額一定ではない。賞与などの特別支給がない。
- 成果に対して報酬を支払っている。

などが挙げられます。

たとえば、請負契約をしていたとしても、以上のような要件を満たしていなければ、その支払は給与であると判断されることもあります。

## 《3》税務上の取り扱い

税務調査においても、給与か外注費かということで問題になることも多く、外注費として支払っていたものが、給与であると判断された場合、以下の指摘を受けることになります。

### ▼源泉所得税の徴収漏れ

支払先から所得税を徴収し、納税しなければなりません。また、延滞税も発生することや、支払先から過去の所得税として徴収できない可能性もあるため、会社負担が大きくなります。

### ▼消費税の課税仕入れの否認

例えば…売上高525万（税抜500万）、外注費105万（税抜100万）の場合。

受取った消費税 25万 — 支払った消費税 5万 = 納税額 20万 となります。

給与と判断されれば、消費税はかからない（支払った消費税0円）ので、納税額は高くなります。

会社の都合によって、自由に「給与」を「外注費」に変更することは税務上認められていません。会社にとって人件費は大きなウエイトを占めるため、社会保険料の会社負担や給与の固定給の額等の経費削減を考え、外注費としての支払いをおこなう会社もみられます。

しかし、外注費として支払っていたものが、給与として認定されれば追徴課税となります。

両者の違いと、判断基準に注意を払っておく必要があります。

## ～本の中の素敵な言葉～

仕事ができる人と出来ない人との違いや、仕事をシンプルに効率よく行うためにはなにが重要かが書かれています。

少し耳が痛いことも書かれています、シンプルに仕事をするための方法が具体的に書かれてるのでとても参考になります！  
(森 妙子)



『頭のいい人』は、  
シンプルに仕事をする！  
中島孝志／三笠書房

仕事は「メリハリ」こそ何より重要です。仕事をよりシンプルに、より効率化するために欠かせないポイントだからです。仕事ができない人は、仕事に軽重をつけず、濃淡もつけず、ごちゃ混ぜに取り組んでいます。だから、複雑で、非効率で、時間ばかりかかる。

P18

会社は仕事をするところです。コミュニケーションは社内で十分。顔を出すのは忘年会や新人歓迎会だけでいい。仕事の話は職場で完結できる。こういう「哲学」を持つことが、自分の時間の価値を高めるためには必要なことなのです。

P141

材料がすべて揃ってからでは仕事にはなりません。6割の材料が揃えばチャレンジするのが仕事です。7割～8割はつきりするまで待っては、このスピード時代、完全に出遅れることになります。決断力のない人は、情報が100パーセント集まっても決断しません。決断する人は10パーセントでも決断します。

P139

仕事ができる人を見ますと、用意しているシナリオはそんなに複雑ではありません。実にシンプルです。大別すると、次の3つです。

- ①こうなってほしいシナリオ
- ②こうなるはずだというシナリオ
- ③ひょっとするとありうるかもというシナリオ

P147

大切なのは、単に「テクニック」を覚えることではありません。仕事を「シンプル」にするためには、何が大事で、何が大事でないのかーその本質をつかむための思考力を磨く必要がありますし、自分がどうしたいのか、どうありたいのかーといった「人生哲学」みたいなものを確立する必要もあるのです。その上ではじめて、さまざまなテクニックが生きてくるのです。

P2

## 今月の勝手におすすめ

### LEG MAGIC！！

朝、出勤してからの日課は、1) 神棚水替え&祈願、2) 腹筋50回。3) ブログ更新、4) 1人会議、5) 新聞閲覧でした。そこに、最近米岡が事務所に持ってきてくれた「LEG MAGIC」が加わり、新田の朝の日課が増えてしまいました(笑)

通販で人気者の「LEG MAGIC」。外もも、内もも、ヒップ、腹筋に効果があるとのこと、60秒も続ければ、下半身プルプルです。なんと、お値段、10,000円を切って、9,999円！！  
送料無料実施中！！





**Q** 他県や海外業者との取引が増え、出張が頻繁に発生することになったため、旅費規定の策定を考えています。税務上、気をつけることがありましたら教えてください。

**A** 一般的な旅費規定では、交通費・宿泊費・食事代・日当等の項目について定めています。税務上、特に気をつけなければならないのは、その費用が損金になるかどうかです。旅費規定に基づいて支給した費用を損金計上するためには、次の点に気をつけて規定を策定する必要があります。

- 1) 策定した旅費規定は、取締役会や株主総会等できちんと決議をとること。
- 2) 一般的な旅費規定では、交通費・宿泊費・食事代・日当等を定めますが、それぞれについて具体的に、かつ、金額は一般常識の範囲内で決めること。  
特に日当は、出張などの仕事上の関連で支給する慰労、諸雑費の補填のための手当という意味合いが強いため、過大にならないようにお気をつけ下さい。
- 3) 旅費の精算については証拠となる証憑や旅費精算書等を残すこと。 (森 妙子)

**編集  
後記**

- 来年の熊本城マラソンの出場は、残念ながら、断念！！  
しばらくは、「LEG MAGIC」で下半身、鍛えます～(^^)  
(新田 哲也)
- 事務所に突如現れた「LEG MAGIC」。ボスと米ちゃんがシャカシャカ続けるなか、1日の目標を10回にした森です(^^) 運動不足の私には10回でもツライ(>\_<) (森 妙子)
- 事務所に1つずつトレーニング器具を増やしていきたい米岡です！！いつかはGym所に… (笑)  
今年も体を動かして、温もって、寒さをしのごうと思います(^w^)/~~~~

## 税理士法人 絆 新田事務所

「数字を経営に役立てることはできないか」「もっと提案型の会計事務所はないのか」「万全の状態決算に臨みたい」、  
税理士法人 絆 新田事務所は、お客様の永続発展のために、プロとしてのお仕事をさせていただきます。  
お客様の夢や理想を聞かせて下さい。私たちが精一杯お手伝いさせていただきます。

ご相談はお気軽に… ☎ **0120-743-745** または、✉ [info@kizuna-n.com](mailto:info@kizuna-n.com)

**絆の絆のご感想もお待ちしております**

## 創業5年未満の熊本の経営者向け

# 経営のノウハウが トータルで学べます！

- 会社経営5年未満の経営者・起業家の方
  - 経営者候補の方 ○幹部候補の方
- 経営のお悩みに各土業、専門家が分かり易くお応えします。

**経営を学ぼう!** **熊本の経営者塾**

主催：税理士法人 絆 新田事務所

詳しくは Web へ ▶▶▶ 絆 新田事務所

または、**096-285-3301** (税理士法人 絆 新田事務所 :米岡) までお気軽にお電話ください。